

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

令和6年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 296,100 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,396,959 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	39,621	741	0	0	9,596	29,284
	障がい者福祉事業	430,645	317,147	0	0	28,105	85,393
	老人福祉事業	44,207	0	0	0	10,912	33,295
	福祉医療事業	234,350	89,675	0	0	35,710	108,965
	児童福祉事業	786,031	533,378	0	2,750	61,684	188,219
	小計	1,534,854	940,941	0	2,750	145,917	445,156
社会保険	国民健康保険事業	140,215	72,664	0	0	16,674	50,877
	介護保険事業	344,132	15,879	0	126,042	49,912	152,299
	後期高齢者医療事業	252,906	34,580	0	0	53,890	164,436
	小計	737,253	123,123	0	126,042	120,476	367,612
保健衛生	母子保健事業	24,895	1,375	0	0	5,805	17,715
	疾病予防事業	77,259	1,086	0	0	18,802	57,371
	健康増進事業	22,698	2,036	0	0	5,100	15,562
	小計	124,852	4,497	0	0	29,707	90,648
合計	2,396,959	1,068,561	0	128,792	296,100	903,416	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。